附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行規則第百十条第二項の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第九項第一号イに規定する移住者採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対するＵＩＪターンコース奨励金の支給については、なお従前の例による。

２　施行日前になされた旧雇保則第百十条第二項第一号イの紹介により同号イ⑴に該当する者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する特定就職困難者コース助成金の支給については、なお従前の例による。

３　施行日前に旧雇保則第百十二条第二項第二号ロの計画を都道府県労働局長に提出し、かつ、旧雇保則第百四十条の二条第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主に対する地域雇用開発コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

４　施行日前に旧雇保則第百十条第二項第一号イ、第七項第一号イ、第九項第一号イ又は第十項第一号イの紹介により旧雇保則附則第十五条の五第二項第一号イ又は第二号イの雇入れを行った事業主に対する成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

５　施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則第十五条の五の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給を受けた事業主に対する雇用保険法施行規則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

６　施行日前に旧雇保則附則第十五条の七第一項第二号の計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する地域雇用開発コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

７　施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則附則第十五条の七の地域雇用開発コース奨励金の支給を受けた事業主に対する雇用保険法施行規則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十五条の二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再生医療等製品に関する表示の特例）	（再生医療等製品に関する表示の特例）
第二百二十八条の五　（略）	**第二百二十八条の五**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　製造量、製造工程その他のその再生医療等製品の特性を勘案し、法第六十五条の二に規定する事項を記載することが著しく困難である再生医療等製品については、当該事項の記載は、当該再生医療等製品が使用される間その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。	（新設）
４　（略）	３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条、第十八条、第二十四条及び第三十四条第三項並びに家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）第九条及び第十二条の規定に基づき、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和